1.1　汚水処理プラントの説明
汚水処理プラントの型式……
製造者の名称……
汚水処理プラントが決議ＭＥＰＣ．２（Ⅵ）に定める排水基準に適合していることが主管庁によって証明されている。
汚水処理プラントが決議ＭＥＰＣ．159（55）に定める排水基準に適合していることが主管庁によって証明されている。
汚水処理プラントが国際海事機関によって作成された指針に定める排水基準に適合していることが主管庁によって証明されている。

**○外務省告示第四百五号**

平成二十七年四月十五日にチュニスで、チュニジアテレビ番組ソフト整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がチュニジア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十七年十月二十七日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　チュニジアテレビ番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三千六百六十万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年七月三十一日まで
4　署名者
日本側　髙原寿一在チュニジア大使
チュニジア側　エリエス・カスリ外務省アメリカ・アジア政治経済協力及びアメリカ・アジア地域機関総局長

平成二十七年十一月十二日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第四百六号**

平成二十七年十月三十日にエルサレムで、パレスチナ難民に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億三千万円
3　署名者
日本側　大久保武パレスチナ関係担当大使兼対パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所長
国際連合パレスチナ難民救済事業機関側　ピエール・クレヘンビュール事務局長

平成二十七年十一月十二日

外務大臣　岸田　文雄

**○厚生労働省告示第四百三十七号**

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物及び組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２及び第２のＤに規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十七年十一月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物及び物

| 品種又は品目 | 名称 | 申請者 |
|---|---|---|
| アスパラギナーゼ | *Aspergillus oryzae* ＮＺＹＭ－ＳＰ株を利用して生産されたアスパラギナーゼ | ノボザイムズ　ジャパン株式会社 |
| α－グルコシルトランスフェラーゼ | ＮＺＹＭ－ＲＯ株を利用して生産されたα－グルカノトランスフェラーゼ | ノボザイムズ　ジャパン株式会社 |
| アルファルファ | 除草剤グリホサート耐性アルファルファＪ101系統及び低リグニンアルファルファＫＫ179系統を掛け合わせた品種 | 日本モンサント株式会社 |

**○農林水産省告示第二千四百九十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十一月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿字牛首一八五七の三（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千四百九十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県北杜市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
北杜市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千四百九十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県北杜市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北杜市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
北杜市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千四百九十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十一月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）
㈠　保安林として指定された目的　水源の涵養